天候不良等の場合
第一日十一月十四日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌十五日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。
皇居（乾門）御出門
東京国際空港御発　特別機
大阪国際空港御着
岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）
岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）以下当初の第二日の御日程に同じ。
第二日十一月十五日常四十五回全国豊かな海づくり大会のうち、海上歓迎行事及び御放流が全部中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。
岸和田市立浪切ホール（南海浪切ホール）（式典会場）
スターゲイトホテル関西エアポート
大阪府立すながわ高等支援学校
関西国際空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

官告叙爵

法務省告示配第百五十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十月二十二日

法務大臣　山下　貴司

住所　東京都板橋区
李香淑　昭和55年７月11日生
住所　福岡市東区
グスタボ・ルイス、ミヤモト　昭和59年９月15日生
グスタボ・エイジ、ラモス・ミヤモト　平成31年１月18日生
住所　浜松市中区
ド・ミン・キ　昭和62年６月12日生
住所　東京都江戸川区
ダン・テイ・ホン・テイエト　平成３年２月26日生
住所　東京都江戸川区
マリシェンコ・ユリア・ゲオルギエブナ　昭和50年６月19日生
マリシェンコ・アナスタシア・アントノブナ　平成19年６月６日生
住所　東京都港区
アヅマ・アナ　平成６年９月23日生
住所　東京都町田市
レ・ニャット・ツー・イン・ニ　平成２年８月15日生
住所　千葉県我孫子市
タナカ・ユ・ウォー　昭和35年９月28日生
住所　福岡市城南区
張可汶　昭和56年５月６日生
住所　群馬県高崎市
トー・ハイミ　平成11年５月15日生
住所　神奈川県座間市
グエン・チュン・ロイ　平成２年１月15日生
チャン・ティ・ニー　平成２年８月20日生
グエン・ダイ・キ　令和５年12月20日生
住所　群馬県伊勢崎市
ケオ・チャン・リッツ　昭和45年７月12日生
ヴォ・タン・ダット　平成23年１月16日生
住所　群馬県伊勢崎市
ヴォ・タン・フー　平成16年６月８日生
住所　千葉県市川市
ルー・ミン・ツ　平成９年３月13日生
住所　千葉県市川市
リム・チヨン・ニユー　昭和42年３月３日生
住所　滋賀県草津市
姜未華　平成９年２月16日生
住所　東京都豊島区
テッ・ナウン・チョー　平成５年２月13日生
住所　東京都板橋区
高俊浩　平成３年12月24日生
住所　神戸市西区
メイジェルディー・オリト・マツサキ　平成16年４月14日生

法務省告示配第百六十号

名古屋市中川区役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月二十二日

法務大臣　山下　貴司

名古屋市中川区童子町四丁目二番地　木村　峯一

公　告

諸　事　項

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＴＭＪ
２．住所　東京都新宿区西新宿七丁目20番１号
３．氏名　代表取締役　丸山　英毅
４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第11号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和９年４月22日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月22日

関東財務局長　彦谷　直克

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マネーフォワードホーム株式会社
２．住所　東京都港区芝浦三丁目１番21号
３．氏名　代表取締役　金坂　直哉
４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第15号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和９年４月22日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月22日

関東財務局長　彦谷　直克

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　会計バンク株式会社
２．住所　東京都千代田区大手町一丁目６番１号大手町ビルＦＩＮＯＬＡＢ
３．氏名　代表取締役　反町　秀樹
４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金サ）第14号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和９年４月22日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第１課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年10月22日

関東財務局長　彦谷　直克

第三者所有物の没収に関する公告

令和８年10月22日

名古屋地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、令和８年11月５日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　名古屋地方裁判所刑事第５部Ｂ係（大村、酒見、林）、刑事第４部Ｂ係（久田）
２　被告事件名　常習賭博
３　被告人氏名　大村　拓也、酒見　駿、林　太貴、久田　翔太
４　公判期日　令和８年11月10日（大村、林）、同年10月20日（酒見）、同月29日（久田）